

(陳受30第2号)

主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と施策を求める意見書の提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成30年2月13日

陳情者

吉祥寺南町5-11-2
認定NPO法人メダカのがっこう
理事長 中村 陽子

陳情の要旨

主要農作物種子法は、昭和27年、二度と国民を飢えさせないため、日本人の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律です。以来、各都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在、米の種子は100%自給しています。この主要農作物種子法が2018年3月末日をもって廃止されます。

政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしていますが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律です。主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、義務づけられなくなった都道府県は、予算措置ができずいずれ放棄してしまうことが心配です。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることとなります。

しかも種子の場合、地域で頑張っている民間ではなく、世界の種子市場の7割を占めている巨大多国籍企業という民間が入ってきます。彼らは、種子でもうけるために、毎年種子を買わなければならない仕組みをつくらうとしています。既に、F1種や遺伝子組み換え種子を開発し栽培許可をとっており、その栽培はカルタヘナ法から作物が除外されれば直ちに栽培可能です。

種子の独占と、日本で農薬多投のF1種や遺伝子組み換えの米・麦・大豆などの基幹作物の栽培が始まれば、農地の環境破壊と市民の健康が脅かされることが心配です。この心配には、遺伝子組み換えの花粉が在来種と交配し、種子を汚染することも含まれます。

また、農業競争力強化支援法案では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しています。民間事業者に今まで国が行ってきた役割を託するためと考えられます。しかし、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することとなります。すると、この情報をもとに開発された品種の知的所有権は、種苗法により民間企業のものとして25年間守られ、農家はその間自家採種できません。種子の公共性が著しく失われます。

また、同じく農業競争力強化支援法案には銘柄集約の項があり、農水省は国会の審議でこの銘柄が種子を含まない農業資材だけとしています。施行後、企業がよく売れる品種に絞ることをよしとする法律と解釈される危険があります。少量でも多品種を維持することは、気候変動や病虫害の食糧危機から市民を守るために必須です。特許が終わった少量多品種の種子を高品質に維持することは、民

間企業では採算が取れず持続しないと考えます。

規制緩和は民間の活力が投入されてよい点は多々ありますが、事基幹作物の種子に関しては、市民の食糧主権を守るという観点から、官の役割が必要と考えます。

これらの懸念事項は、武蔵野市の農業・農家、そして消費者にとっても、重大な問題です。

種子法廃止に当たり、参議院では付帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流出禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

そこで武蔵野市議会として、主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と施策を行うことを求める意見書を、政府と国会に提出されることを要望します。